

Q2 日中子どもを預ける場所・子どもが通える場所がありますか？

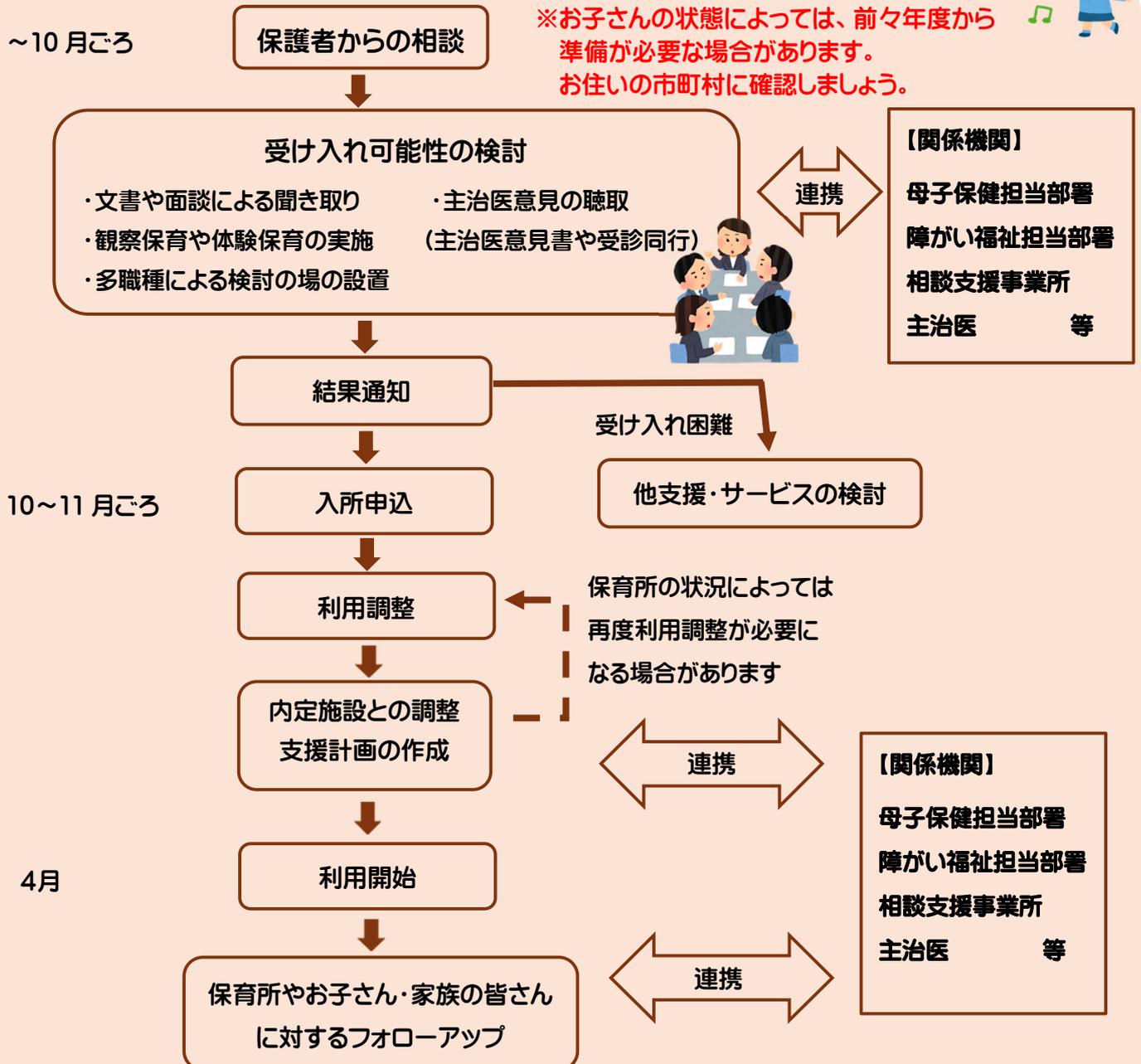
医療的ケアの必要なお子さんの自宅以外の日中過ごす場所として、代表的なものが、保育所・認定こども園等と障害福祉サービスでの通所です。

利用には事前に手続き・調整が必要なので、利用に向けて早めに相談しましょう。



預ける：保育所・認定こども園等

例：保育利用までの流れ（4月入所の場合）



※受け入れ可能性の検討と利用調整は前後・平行する場合があります。

市町村や保育所・認定こども園等によって受け入れ体制や受け入れ手続きの流れに違いがあります。

まずは、お住いの市町村の保育担当部署へ相談してみましょう。

連絡先一覧

名護市	保育・幼稚園課	0980-53-1212	国頭村教育委員会	0980-41-2255	
本部町	子育て支援課	0980-47-2180	伊江村	福祉課	0980-49-3160
今帰仁村	福祉・こども課	0980-56-2198	伊是名村	住民福祉課	0980-45-2819
大宜味村	住民福祉課	0980-44-3003	伊平屋村	福祉保健課	0980-46-2142
東村	福祉保健課	0980-43-2202			

通う：障害福祉サービスによる通所（障害児通所支援）



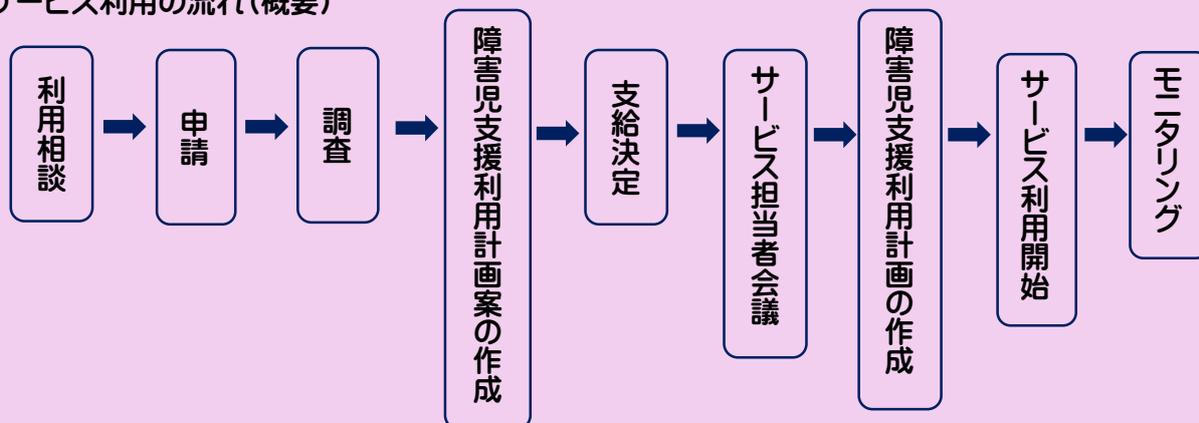
障害児通所支援では日中、事業所へ通って療育を受けることができます。

児童発達支援 未就学の障害児へ日常生活における基本的な動作、知的技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。

放課後等デイサービス 就学している障害児へ学校終了後または学校休業日に生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

サービスを利用するためには、あらかじめ手続きが必要です。お住いの市町村へ相談や申請を行い、支給決定を受けた後、サービス事業所と契約し利用スタートとなります。

サービス利用の流れ(概要)



利用計画について

利用計画は、サービスの支給決定を受けている方が、地域で生活していく上で必要となるさまざまなサービス等を上手に活用するために作る計画（トータルプラン）です。

計画にはお子さんの健やかな発達を実現するための適切なサービスの組み合わせが選ばれ記載されます。

計画の作成は通常、指定相談支援事業所の相談支援専門員が行います

手続きには2~3か月かかる場合もありますので、早めの相談がおすすめです。
まずは、お住いの市町村の障害福祉担当課の窓口にご相談してみましよう。

[障害福祉サービスについてのパンフレット\(外部リンク\)](#)

連絡先一覧

名護市	社会福祉課	0980-53-1212	国頭村	福祉課	0980-41-2765
本部町	福祉課	0980-47-2165	伊江村	福祉課	0980-49-3160
今帰仁村	福祉・こども課	0980-56-2198	伊是名村	住民福祉課	0980-45-2819
大宜味村	住民福祉課	0980-44-3003	伊平屋村	福祉保健課	0980-46-2142
東村	福祉保健課	0980-43-2202			

この他にも、家族の方が体調不良や急用等で一時的に預けたい場合に利用できるサービスもあります。

Q4 親の休養が必要な時に預ける、泊ることができる場所がありますか？ もあわせて確認してみましよう。